

様式第3

会 議 録

会議の名称	公の施設使用料免除団体審査会（第3回）
開催日時	平成 23 年 2 月 15 日（水） （午前・ <u>午後</u> ） 3 時 30 分 開会 （午前・ <u>午後</u> ） 5 時 00 分 閉会
開催場所	市役所本館4階会議室
出席者	【審査会委員】 坪内 隆、辻田素子、木村正文、中山和子、矢倉昌子 【担当職員】 岡本市民生活課長、長澤産業環境部副理事、河井教育政策課長、為乗学校教育推進課長、前田教育研究所長、山本人権・男女共生課長、原田市民活動推進課長 【事務局】 楚和企画財政部長、小林財政課長
欠席者	無し
議題（案件）	・公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・次第 ・使用料免除団体申請書受付一覧 ・生活協同組合について（利用状況等） ・茨木市市民総合センター条例施行規則のうち、教育センター使用料免除団体の規定にかかる運用方針について

議 事 の 経 過 (1)	
発 言 者	発 言 内 容
会 長	<p>第 3 回 茨 木 市 公 の 施 設 使 用 料 の 免 除 団 体 審 査 会 を 開 催 す る 。 ま ず 最 初 に 、 前 回 、 消 費 生 活 セ ン タ ー の 使 用 料 免 除 団 体 の 適 用 を 保 留 し て い た 生 活 協 同 組 合 に つ い て 、 所 管 課 か ら 説 明 を 行 う 。</p>
担 当 職 員	<p>前 回 説 明 し た と お り 、 消 費 生 活 セ ン タ ー は 、 消 費 者 基 本 法 第 1 条 の 目 的 「 消 費 者 の 権 利 の 尊 重 及 び そ の 自 立 の 支 援 」 に 基 づ き 、 消 費 生 活 に 関 す る 活 動 を 増 進 し 、 市 民 福 祉 の 向 上 に 資 す る 事 と し て い る 。 今 回 、 消 費 生 活 関 係 団 体 と し て 生 活 協 同 組 合 か ら 3 団 体 の 申 請 が あ り 、 改 め て 説 明 を 行 う 。 資 料 に も あ る と お り 、 生 活 協 同 組 合 は 「 消 費 生 活 協 同 組 合 法 」 第 9 条 で 、 営 利 を 目 的 と し て そ の 事 業 を 行 っ て は な ら な い と さ れ て お り 、 事 業 内 容 と し て は 、 よ り 良 い 暮 ら し の た め の 活 動 を 進 め る 消 費 者 の 協 同 の 団 体 と し て 、 生 活 改 善 、 文 化 ・ 知 識 の 向 上 を 図 り 、 消 費 者 の 権 利 を 守 り 、 確 立 す る た め の 活 動 を 行 っ て い る 。 3 団 体 と も 、 消 費 生 活 展 や セ ン タ ー 主 催 の 講 演 会 な ど へ の 積 極 的 参 加 や 消 費 生 活 セ ン タ ー に 関 す る 業 務 を 円 滑 ・ 効 果 的 に 運 営 し 、 市 民 意 識 を 反 映 さ せ る 目 的 で 設 置 し て い る 消 費 生 活 セ ン タ ー 運 営 懇 談 会 の 委 員 と し て も 参 画 し て い る 。 ま た 、 消 費 生 活 セ ン タ ー と 協 働 で 、 消 費 生 活 展 や 展 示 パ ネ ル ・ 啓 発 リ ー フ レ ッ ト の 内 容 に つ い て の 協 議 も お 願 い し て い る 。 前 回 、 決 算 報 告 の 中 で 可 成 り の 剰 余 金 が 出 て い る と い う こ と で あ っ た が 、 あ く ま で も 大 阪 府 全 域 を 対 象 と し た 組 織 全 体 の 決 算 報 告 書 で あ り 、 本 市 の 消 費 生 活 セ ン タ ー を 利 用 す る 生 協 の み の 決 算 状 況 で は な い 。 消 費 生 活 セ ン タ ー で の 利 用 状 況 と し て は 、 衣 食 住 を 中 心 に 学 習 会 や 勉 強 会 、 親 子 ク ッ キ ン グ な ど 、 生 協 本 来 の 消 費 者 の 生 活 改 善 ・ 知 識 の 向 上 を 図 る 活 動 の み で あ り 、 販 売 促 進 な ど の 活 動 に は 利 用 し て い な い 。 具 体 的 内 容 は 資 料 に 記 載 の と お り で あ り 、 例 え ば 、 食 糧 自 給 率 学 習 会 、 食 を 考 え る ひ ろ ば 、 エ コ 収 納 講 習 会 や 募 金 活 動 な ど 、 消 費 者 の 食 の 安 全 ・ 安 心 を 考 え る 活 動 等 を 中 心 に 日 々 利 用 し て い る 。</p>
委 員	<p>消 費 生 活 セ ン タ ー 運 営 懇 談 会 構 成 メ ン バ ー を 教 え て ほ し い 。</p>

議 事 の 経 過 (2)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	消費生活団体、消費生活モニターの経験者、消費生活問題の相談員の経験者等である。
委員	ここに生活協同組合が構成メンバーとして入っているのか。
担当職員	運営懇談会の委員である。
委員	消費生活センター運営懇談会の内容や利用状況等は、今回申請のあがっている3つの生活協同組合がすべてにかかわっているのか。
担当職員	提出している資料では、3団体の件についてある程度まとめた記載内容になっているため、例えば、食料自給率学習会については、3団体すべてが共同で関わっているわけではない。
会長	各生活協同組合について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでもいいか。 【異議なし】
会長	各生活協同組合を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。引き続き、労働センターを利用する団体について、審査に入る。
担当職員	市民総合センター内の労働センターを利用する労働関係団体について説明を行う。もともと茨木には労働会館が、現在のハートフルのある位置にあり、障害福祉センターハートフルを建てるときに、市民総合センター内に労働センターを作るということで移転されたものである。市民総合センター条例では、第1条で市民総合センターの設置目的を規定し、教育、労働及び消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資するため、本市に茨木市市民総合センターを設置する、となっている。

議 事 の 経 過 (3)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	<p>次に、第3章 労働センター第20条には労働センターにおいて、団体がなすべき事業を規定しており、勤労者のための講座、研修会及び福利厚生、労働関係団体の活動の用に供すること、前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要なこととしており、市として労働に関する活動を推進している。また、第21条には、労働センターの施設を使用することができるものは、労働関係団体として登録されたものとするなど使用者の範囲を規定している。</p> <p>市民総合センター条例施行規則第13条の2の2では、労働センターを利用できる免除団体の申請要件を規定しており、労働組合法に基づき設立された組合及び勤労者の福祉向上に関する事業を行う団体で、センターの設置目的に適合する活動を恒常的に行っている団体であること、定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること、予算及び決算がある団体であること、営利、政治又は宗教的活動を目的としない団体であること、市内に活動の本拠を有している団体であること、市民又は市内に在勤し、若しくは在学している者で構成され、一定人員が確保されている団体であること、他の施設において当該施設の使用料等が免除されていないことと規定している。また、労働組合法では、第1条で組合設立の目的として、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出すること、その他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること、使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することとある。第2条では、この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう、とある。今回、申請のあった労働関係団体は「労働組合」16件、「勤労者の福祉向上に関する事業を行う団体」2件の合計18件の申請があった。</p>

議 事 の 経 過 (4)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	茨木市には21年度134組合があるが、自社で活動するに十分な部屋等がある場合は申請には来られず、活動する場がない場合や自社で活動する部屋等がある場合に労働センターの会議室と併用して活動し、労働センターは登録団体の活動の拠点となっている。
委員	規約や決算状況等の添付資料からみれば、大阪支部で申請されたほうが書類の関係はきちんと揃う団体がある。また、利用状況からみれば分会で申請されているのも意味があるように思うのもあるので、申請出来る組織の単位をきちんと定義しないと曖昧なものになってこないのか。
担当職員	労働団体といっても1企業の団体だけでなく、連合団体のようなものもあり、1企業の団体が連合団体に参加する場合もある。
委員	連合というのは上部団体なのか。
担当職員	そうである。
委員	連合が免除団体になったとして、連合に加わっている労働団体すべてが免除団体になるのか。
担当職員	そうではない。加盟の事業所が会議等に出席する場合はあるかもしれないが、連合自身を使用する場合のみ免除となる。
委員	申請団体の基準として、活動拠点が茨木にある団体ということになると、支部の住所が茨木にあればいいということか。
担当職員	茨木に住所のある事業所の労働組合等が対象である。
委員	各労働組合は法人格をもっているが、支部は登記がなく法人格はもっていないので、何を根拠に活動の拠点が茨木にあると判断するのか。

議 事 の 経 過 (5)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	労働者のための講座や研修会や福利厚生等が実際の活動としてなされていて、定款や規約等があり住所地在市内にあることが確認できる場合、申請要件は満たしていると考えます。
委員	18件の申請が出ているということであるが、全ての団体が免除申請しているわけではないということなのか。
担当職員	労働組合等として、21年度には134団体あったが、活動する拠点が自社にある団体等からは申請が出てきていない。
会長	18の労働組合等の団体について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでもいいか。
委員	【異議なし】
会長	18の労働組合等を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。引き続き、関係職員から教育センターについての説明を行う。
担当職員	市民総合センター内の教育センターについて説明を行う。市民総合センター条例第1条に教育に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資するため設置されたもの、条例第11条に実施する事業は、教育講座、講演会及び研修会、教育関係団体の活動の用に供することとなっており、主として、教育センター室としての301号室、402号室の貸出しを行っている。教育センターとしての免除団体の要件として茨木市市民総合センター条例施行規則第13条の2第1項で、茨木市教育委員会と協働・連携し、学校園教育の充実、推進に資する団体であること、学校教育法の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に適合する活動を恒常的に行っている団体であること、等と規定しているが、この中の「教育委員会との協働、連携」の具体的な運用として、団体の活動等について別紙方針のとおり定めている。

議 事 の 経 過 (6)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	<p>運用方針は、茨木市市民総合センター条例施行規則第13条の2に規定する教育センター使用料免除団体は次に定めるところによるものとする。「茨木市教育委員会と協働・連携し、学校園教育の充実、推進に資する団体」とは、主として教育に携わる者をもって構成され、次のいずれかの活動を行っている団体とする。①本市教育委員会が実施する施策を実践し発展させることを目的とした、学校園の運営や学校園間の連絡調整、研究協議などの活動、②私立学校園において、本市教育委員会との連携のもと、本市園児児童生徒の教育向上に資する活動、③本市教育委員会との連携のもと、学校園における教育環境を整備充実するための活動を行っている団体であり、①では主に公立学校園の教職員を構成員とする団体、②では私立学校園代表者を主体とする団体、③ではPTA等の団体が中心となると考える。申請書類にそって説明する。①に該当する団体として、茨木市学校保健会、茨木市学校給食会が、学校における保健給食の運営・向上のため設置された団体で、関係各団体、各職種の職員が構成員となっているもの、茨木市公立中学校長会、茨木市公立小学校教頭会、茨木市公立小学校長会が公立学校園の運営に関し、連絡調整を行うことを目的として設置された団体で、各学校園の管理職を構成員としているもの、茨木市教育研究会、茨木市公立中学校進学対策委員会、茨木市公立中学校就職指導委員会、茨木市在日外国人教育研究協議会、茨木市公立小・中学校生活指導研究協議会、茨木市人権教育研究協議会、幼児教育研究会、茨木市進路保障協議会が、各学校園における教育の各分野ごとの指導方法等に関する実践研究や進路指導、生活指導の研究、調整などを行うことを目的として設置された団体で、教職員等を構成員とするもの、大阪府へき地・遠隔小規模校教育研究会、茨木三島公立中学校体育連盟は、やや広域的な連携、研究を目的として設置された団体である。②に該当する団体として、茨木市私立幼稚園連合会は、公私協調により、本市の幼児教育を担われている市内私立幼稚園代表者の連合体である。</p>

議 事 の 経 過 (7)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	<p>③に該当する団体として、茨木市P T A協議会は、市内のP T A組織の連絡調整団体。教育委員会として、会議において保護者の意見を聞く場合などにメンバーとして参画いただくなど、連携協力している。</p> <p>【資料確認】</p>
委員	<p>申請のあった学校教育団体18団体について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることではないか。</p> <p>【異議なし】</p>
会長	<p>学校教育団体18団体を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。他に何かあるか。</p>
担当職員	<p>教育センターについて、免除申請要件に満たない団体から申請が出ているので、報告を行う。3団体あり、1団体目は「登校拒否・不登校を考える茨木交流会」、2団体目「地域校区で障害児(者)の生活と教育を保障しよう茨木市民の会」、3団体目「子供と教育を守る茨木市民の会」である。窓口でも一定の説明を行ったが、どうしても申請したいということであったので受付をした。教育委員会の中でも精査をしたが、いずれの団体も先程説明した運用方針の各項目に照らして、施行規則の申請要件に該当しない団体であると判断した。</p>
委員	<p>それぞれどういう理由で該当しないのかを説明してほしい。</p>
担当職員	<p>共通の非該当理由としては、教職員等が主体となっている団体ではないという点である。「子供と教育を守る茨木市民の会」については、教職員の加盟は認められるが、教育委員会が実施する施策を実施し発展させる連携関係が認められないという点が非該当の理由となる。</p>

議 事 の 経 過 (8)	
発 言 者	発 言 内 容
委員	連携関係とは、具体的には何を意味しているのか。
担当職員	教育委員会の推進している施策を現場において実践し、教育の向上につなげていくことが必要であると考えている。その中で、教育委員会の方針を受けて、1号該当の団体等においては、それぞれの分野ごとに交流・研究等をして、それを実践につなげていくというプロセスが必要と考えている。
委員	”教育センターの使用にあたっては、教育関係団体として登録されたものとする”と規定されているんですが、非該当の3団体は、そこにも当てはまらないのか。
担当職員	先程、説明を行った要件については、教育関係団体の登録団体としての要件としてもイコールと考えているので、非該当の3団体についてはそこにも当てはまらないと考えている。
委員	3団体については、形式的にも実質的にも、免除団体の申請要件には該当しないと判断したということか。
担当職員	そのとおりである。
会長	各委員の異議がないようなら、説明のあった3団体については、関係職員の説明のとおりとする。引き続いて、男女共生センターについて、審査に入る。
担当職員	茨木市立男女共生センターは、男女共同参画社会を推進し、女性の自立と社会参加を図るため、設置されている。今回の免除団体の申請要件については、センター条例施行規則の第7条の2に定められている。11号2の1では「行政との協同の観点から、重点的な行政課題である男女共同参画社会の推進に向けた役割を担う団体であること」、11号2の2では「男女共同参画社会の推進を目的とし、センターの設置目的に適合する活動を恒常的に行っている団体であること」などを規定している。

議 事 の 経 過 (9)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	<p>人権・男女共生課の所管する団体については、今回、11団体から申請が出てきている。まずは、「ジェンダーフリーネット茨木」であるが、活動目的として、男女共同参画社会基本法に則り、ジェンダーフリーの視点に立って、男女ともに個性豊かで生きがいのもてる社会の実現を目指す。また、男女が協同し、住みよい街づくりを目指すということで活動されている団体である。次に「劇団からふる」、男女共同参画の視点を持ちながら、学校教育と密接に関係しながら、男女共同参画を盛り込んだ劇作品を市民に発信していくと、男女共同参画の視点を持ちながら、1人1人の自己表現力をつけ、エンパワーメントする。演劇を通して、劇団員が対等の関係を持つ中で、相互に理解し合い、楽しみながらネットワークを作っていくことを目的とした団体である。次に「新日本婦人の会 茨木支部」、女性の権利、子供の幸せのために力を合わせ、世界の女性と手をつなぎ、永遠の平和を打ち立てるということで、全国組織の茨木支部である。次に「茨木市放送利用女性問題研究グループ」、この団体は、学習活動を通して、女性問題の認識を深めながら、男女共同参画の実現を目指すものであるが、学習内容として、決められたテレビ番組等を見て、それに対しての意見や課題を発見しながら学習するという団体である。次に、「SE&R研究会」は、DV被害者のサポートを目的とした研究・研修を行い、被害女性の自立支援を行い、女性へのあらゆる暴力防止に向けた取組を行う団体である。次に、「女性グループウイング」、女性のエンパワーメントの視点から行動を行い、女性のための安心できる街作りや、女性と子供の安心安全な街作りについて活動し、男女共同参画社会を目指す団体である。次に、「茨木市母子福祉会」、茨木市内の母子寡婦福祉団体として、男女共同参画の視点を持ちながら、母子家庭・寡婦家庭の支援を目指して活動をしている。次に「オーク15」、男女共同参画推進のためのWAMでの講座を受講することにより、問題意識を高め、女性の自立と地位の向上を図ることを目指し、また、女性ネットワークを活性化の中心として活動を続け、男女共同参画による住みよい社会作りを目指している団体である。</p>

議 事 の 経 過 (10)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	次に「エンパワーメント茨木」、1人1人を大事にする、男女共同参画社会の実現を目指して、ファシリテーターに関する研究や実践活動を行っている。次に「大阪友の会 北摂方面」、男女平等・人格の尊重の理念のもとに、健全な家庭を築くこと、生活の中の体験をとおして社会に働きかけ、その輪を広げるということで活動している。「部落解放同盟 沢良宜支部女性部」については、規約の中で、“本会は支部規約の目的に資するため、支部の指導を受け、部落解放のための女性の役割を進行することを目的とする”とあり、主な活動目的は、部落解放同盟沢良宜支部と歩調を合わせた部落解放運動と考察され、施設の設置目的である「男女共同参画の推進」を最終的な目的とした団体とは馴染まないものと考えている。
委員	部落解放同盟沢良宜支部女性部は、男女共同参画社会の推進事業にはなじまないという説明であったが、免除団体の要件には該当しないという趣旨なのか。
担当職員	男女共同参画の事業もされているが、本来の団体の目的は部落解放であるというように考察されることから、免除団体の要件にはなじまないと判断した。
委員	「大阪友の会 北摂方面」の会則には、男女共同参画というようなことは、あまり書かれていないと思うがどうか。
担当職員	例えば、第4条において、“家庭生活の合理化”や“家庭内における子供の教育”等、家庭という中で男女の役割について、男女共同参画の視点で活動されているので、申請要件に該当すると判断した。
委員	そうすると、部落解放同盟沢良宜支部女性部も、規約の中で女性差別の解消ということが書かれているが、先程説明のあった団体との違いはどこか。

議 事 の 経 過 (11)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	規約の中で、男女共同参画について明確に謳い込んでいるか否かというところであり、免除要件に該当するかどうかを判断した。
委員	部落解放同盟沢良宜支部女性部も、規約の中で女性差別の解消ということが書かれているようにも読めるがどうか。
担当職員	部落解放同盟沢良宜支部女性部の究極の目的は、規約にもあるとおり支部と連動した”部落差別からの解放”であると思われるところが、非該当と判断した理由である。
委員	「大阪友の会」の創立者の思想とは、どんな思想なのか。
委員	活動目的の中に、”創立者の思想である「男女平等」という理念をもとに”と書かれていることから、男女共同参画であると判断されたと思うがどうか。
担当職員	そのとおりである。創立者が書かれた”婦人の友”という雑誌を教科書代わりに、男女共同参画の思想を研究している団体である。
委員	部落差別と女性差別という、複合的な差別を解消していこうという動きがむしろ一般的な流れだと思うが、部落解放同盟沢良宜支部女性部への判断は、それを否定することにならないか。
担当職員	男女共同参画の推進への取組みについては、色々な切り口があると考えられる。障害者の問題から入る団体もあれば、母子家庭の問題から入る団体もあると思うが、目的は男女共同参画社会の推進である。ただし、部落解放同盟沢良宜支部女性部については、部落解放という方向性を明確に打ち出しているということから、男女共同参画を目指す施設としては、免除団体の適用についてはなじまないと考える。

議 事 の 経 過 (1 2)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	したがって、施設を使用して頂くことは全く問題ありませんが、男女共同参画を推進するという、免除団体としての資格要件にはなじまないと判断した。
委員	部落解放同盟女性部規約の目的の中に、“支部規約の目的に資するため、支部の指導を受け、部落解放のための女性の役割を執行すること”、という文言の中には、男女共同参画社会の実現を主たる目的とはしていないということか。
担当職員	そのように判断している。
委員	規約を見ていると、“支部の指導を受け”と書かれているので、市の関係職員からの説明は一定理解できるが、もし規約を書き換えた場合、免除団体として認められる可能性はあるのか。
担当職員	そうなった場合、規約の内容と団体の活動実態の整合性について詳細に見て検討する必要があるのではないかと考える。
会長	それでは、今回申請のあった11件のうち、部落解放同盟沢良宜支部女性部を除く10団体について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでもいいか。
委員	【異議なし】
会長	説明のあった10団体を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。
担当職員	書類の整理の都合上、前回までの審査に間に合わなかったものがあるので、説明を行う。単位自治会として高田住宅自治会、地域の連絡協議会として福井地区自治振興会から申請があったので、審査をお願いします。団体の趣旨等につきましては、前々回説明させていただいたとおりである。

議 事 の 経 過 (13)	
発 言 者	発 言 内 容
会 長	追加申請のあった2団体について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでいいか。
委 員	【異議なし】
会 長	追加申請のあった2団体を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。 それでは、審査対象団体は以上となりますので、平成22年度茨木市公の施設使用料免除団体審査会は、これをもって終了する。